

青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について**1 制定理由**

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号。令和 7 年 4 月 1 日施行）により、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）が改正された。これを踏まえ、国、青森県との均衡を図るため、本市における旅費制度について同様の改正を行うもの

※本市ではこれまで原則として県と同様の旅費制度としてきたが、県において、旅費法の改正内容に係る対応は、旅費法の施行期日にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 日からとされたことを踏まえ、改正しようとするもの

2 主な改正内容**（１）青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正【第 1 条関係】****①旅費の種目と支給内容を変更**

旅費種目の名称		現行	主な改正内容
交通費	鉄道賃	・急行、座席指定利用に距離制限あり	・各料金の <u>距離制限を廃止</u>
	船賃	・内国旅行 運賃等級が 3 階級ある場合は中級、 2 階級ある場合は下級の運賃	・内国旅行 運賃等級が区分されている場合は <u>最下級の運賃</u>
	航空賃	・内国旅行 現に支払った旅客運賃（区分なし）	・内国旅行 <u>利用可能な等級を規定（最下級）</u> ※特別職は <u>最下級から最上級までの間</u>
	その他の交通費 （現行：車賃）	・陸路（鉄道を除く）旅行について、 路程に応じ 1 km 当たりの定額 （37 円）又は実費額により支給	・ <u>定額支給は継続（25 円/km）</u> ・ <u>レンタカー代等実費により支給</u>
宿泊費等	宿泊費 （現行：宿泊料）	・宿泊料金、夕朝食代及び宿泊に伴う 諸雑費に充てるため、一夜当たりの 定額により支給 市長・議員 14,800 円 副市長等 13,950 円 6 級以上 13,100 円 5 級以下 10,900 円	・ <u>定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更</u> ■内国旅行の上限となる宿泊費基準額 都道府県ごとに設定 東京都等（最高額） 19,000 円 （特別職 27,000 円） 福島県等（最低額） 8,000 円 （特別職 11,000 円）
	包括宿泊費 （新設）	・規定なし	・ <u>パック旅行に要する費用を支給するための旅費として新設（交通費＋宿泊費基準額までの金額）</u>

旅費種目の名称		現行	主な改正内容
	宿泊手当 (現行：日当)	- 旅行中の日数に応じ、旅行中の諸雑費に充てるため、一日当たりの定額により支給 ■内国旅行 一日当たりの定額 (例：6 級以上 2,600 円)	- 夕朝食代を含む諸雑費に充てるための旅費として、<u>宿泊を伴う旅行に支給</u> ■内国旅行 一夜当たり 2,400 円 (全国一律)
	食卓料	船舶内又は航空機内で宿泊し、その船賃及び航空賃に食事料金が含まれていない場合に支給	<u>廃止 (宿泊手当として支給)</u>
その他の種目	転居費 (現行：移転料)	赴任に伴う住所又は居所の移転について、旧在勤地から新在勤地までの路程等に応じ定額により支給	新旧の在勤地の路程等に応じた定額支給方式から、<u>新旧の居住地間の実費支給方式に変更</u>
	着後滞在費 (現行：着後手当)	赴任に伴う住所又は居所の移転について、日当 5 日分及び宿泊料 5 夜分に相当する額を支給	5 夜分等を上限として、<u>実際に宿泊した夜数に応じて宿泊に要する実費額及び宿泊手当相当額を支給</u>
	家族移転費 (現行：扶養親族移転料)	- 赴任に伴う扶養親族の移転について、年齢に応じて必要な交通費及び着後手当等を支給 - 職員の配偶者、子及び父母等で主として職員の収入によって生計を維持しているものを対象に支給	- 支給対象の扶養要件を改め、同居する家族に支給 - 現に支払った交通費及び着後滞在費相当額等について、<u>職員に支給する額を上限に家族分支給</u>
	渡航雑費 (現行：支度料)	支度料として、旅行前の準備経費を定額により支給	支度料の定額支給を廃止し、予防注射料及び旅券の交付手数料等のほか、保険料、医療品、携行品の購入費用、健康診断等の受診にかかる費用の<u>実費額を支給</u>
	死亡手当	職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合に、定額等により支給	職員の区分に係わらず、<u>一律 930,000 円を遺族へ支給</u>

②旅費の支給対象の見直し

- 旅行者本人に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

③市費の適正な支出の確保

- 旅費を過大に受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。

(2) 青森市費用弁償条例の一部改正【第 2 条関係】

「青森市職員等の旅費に関する条例」と同内容の改正

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日